

耐火、準耐火建築物等で屋根葺き材料に不燃材料が要求される 場合の屋上緑化の取扱いについて

平成12年4月27日
鳥取県土木部建築課

(取扱い)

屋上緑化で、建築物の屋根の仕上げの上に設置されるものは、建築物の一部ではない。

(考え方)

屋上緑化について、コンクリートスラブ等の屋根の仕上げの上にシート等を敷きその上に土等を載せて植栽する例が近年見られる。

このような植栽は、その植栽がなくても建築物として存立するものであり、建築物の一部をなすものでないことから、ベランダに据え置きされるポットと同様に取り扱うこととして、建築の構造規制（耐火性能、不燃の性能等の規制）は及ばないものと考えられる。